

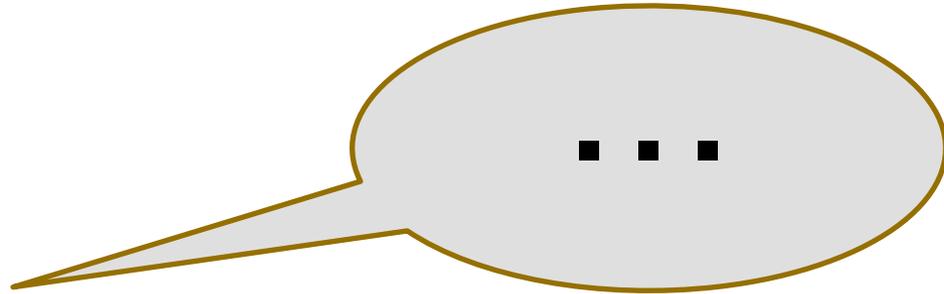
【パネルディスカッション】 事例提示

一社)日本精神科産業医協会
第9回会員研修会
2019年6月2日(日)

医療法人社団 弘富会 神田東クリニック
日本精神科産業医協会理事
高野 知樹

【事例 A】

**不安定就労を契機に休業
加療を受け復職するも
安定就労に至らない**



【事例A】

- 30代後半男性

- 産業保健体制
 - 産業医2名体制による分業
 - 精神科産業医：メンタルヘルス関連：月1回の来社
 - 内科系産業医：メンタルヘルス関連以外：月1回の来社
 - 保健師（－）
 - 人事内に衛生管理者

経過（一部のみ掲載）

- 「片頭痛」による勤怠不良は続くが、再休業についての提案には「メンタルの問題はない」と拒否的。
- 本人の同意のもと、精神科産業医⇒主治医に情報提供

元々頭痛などの身体愁訴により欠勤される方なのですが、私の方で状態を確認し、会社人事や上司に対しても、出来る限りの業務上の配慮をお願いして経過を観ておりました。

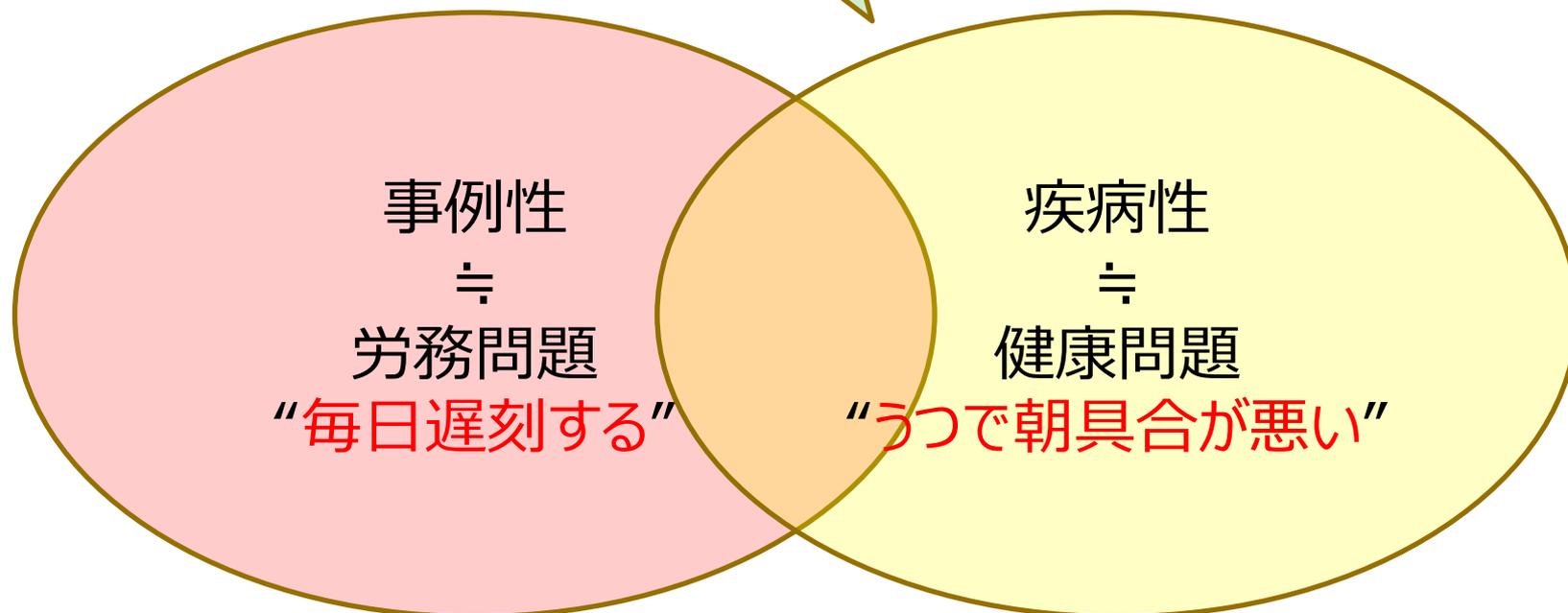
しかしながら、ここ数ヶ月、月の1/2～1/3と出勤率が非常に低い状態が続いております。就業規則上「要休養の診断書」の提出が必要な状況でございます。

産業医としては、健康上の問題でほとんど出勤できない社員に対し、業務を与えることが、安全配慮義務上、難しくなっている状況です。

もし精神的な健康状態により就業継続が難しいようでしたら、休養の要否のご精査およびご高診のほどよろしくお願いいたします。

疾病性と事例性

【精神科主治医の意見】
精神疾患としての
疾病性はない



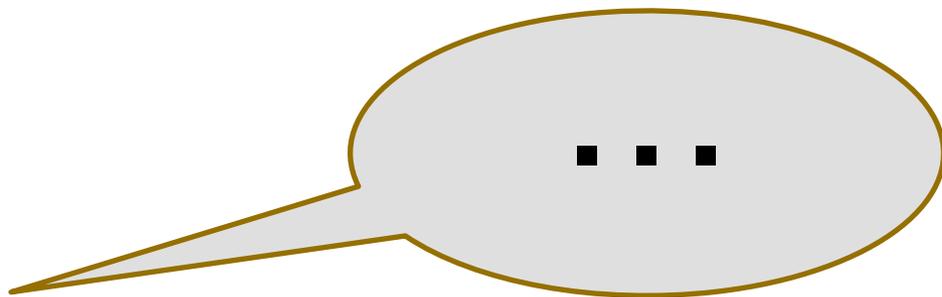
【パネリストのみなさんへ】

今後いずれは職場復帰の時期がやってきます。

1. 今までの長い経緯から「片頭痛」の治療のみで、安定就労が出来るようになるとは考えにくいですが、疾病性の解決に何か良い策はないか？
2. 疾病性(健康問題)が明らかではないのであれば、事例性つまり割切って労務問題として指導するという考え方はどうか？

【事例 B】

**頻回の休業を繰り返し
休職期間満了間際に
職場復帰しようとする不調者
に対して産業医の判断とは**



【事例B】

- 50代後半男性

- 産業保健体制
 - 産業医2名体制による分業
 - 精神科産業医：メンタルヘルス関連：月1回の来社
 - 内科系産業医：メンタルヘルス関連以外：週1回の来社
 - 保健師1名常駐

経過（一部のみ掲載）

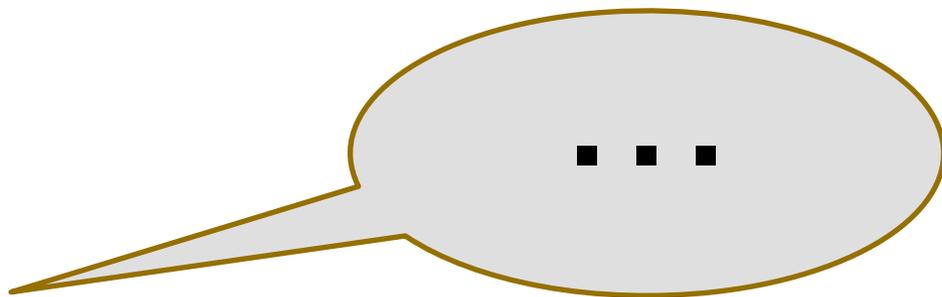
- 徐々に本人もリワークデイケア参加の必要性の理解を示すようになったが、費用の問題があるという発言もあった。
- 社内で協議し「職場復帰支援として特別にデイケア通所の費用を会社が負担する」という提案が示された。
- 休職期間満了までに残された5ヵ月、リワークデイケアに安定通所を心がけ、復帰のために下記が必要であることを明示した。
 - 主治医からの職場復帰可能の診断書
 - リワークデイケアの参加状況報告書
- 会社からは、これらをもとに産業医面接を介して復帰の可否を判断することを本人に説明がなされた。

【パネリストのみなさんへ】

1. 本人をリワークデイケアに通わせたいがゆえに、費用負担を会社が持ったことは適切だったか？
2. リワークデイケに安定通所できていない報告書が出た場合、復帰不可⇒休職期間満了による退職、の判断は適切か？

【事例 C】

**勤怠は安定しているが、
被害妄想から対人トラブルを
繰り返している不調者への対応とは**



【事例C】

- 40代後半男性

- 産業保健体制
 - 産業医2名体制による分業
 - 精神科産業医：メンタルヘルス関連：月2回の来社
 - 内科系産業医：メンタルヘルス関連以外：月2回の来社
 - 保健師2名常駐

経過（一部のみ掲載）

- 本人の状態は良好ではあるものの、産業保健スタッフおよび上司が知り得た情報をどう適正に扱うべきか考えた。
- 精神科産業医⇒精神科主治医へ情報提供

本人に対し「プライベートでの運転はともかく、業務としての自動車運転の可否を決める上で、治療医の先生の意見も確認する必要がある」ということを伝えました。

加えて、改めて、3年前の産業医面接で伝えた「内服と定期通院」を守れなかったことを指摘しています。

私の考えとしましては、現在服薬している状態(非正規ルート)、また疾患に対する自己管理が出来ない状態では運転業務を許可しない方針であります。

お忙しい中恐縮ですがご高診のほどよろしく願いいたします。可能でしたら通院と服薬の必要性をご指導いただきたたく存じます。

【パネリストのみなさんへ】

1. 精神科産業医として、知り得てしまった情報に対していかに扱うべきか。ご意見とその根拠をご教示いただきたい。
2. 微量ながら内服を続けてさえいてくれれば、寛解状態が維持できるケースがあるものの、自己中断して悪化して、本人も周囲もバタバタと労力と時間を奪うことが、時としてあります。このケースの様な対応の是非、ご意見とその根拠をご教示いただきたい。



Thank you
for your attention!!
以上です。
大変お疲れさまでした！



こころの耳
「うさぎ商事の休憩室
～みんなで知りたいメンタルヘルス～」より